

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が変わります

改正 国保税の税額などを

国民健康保険（国保）は、

被用者保険（協会けんぽ）、企業の健康保険、船員保険、共済組合）に加入していない方を対象とした制度です。

〈表1〉国保税の均等割額・平等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +27万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者（※1）数）以下	基礎控除額（33万円） +27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +49万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	基礎控除額（33万円） +50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

※1 特定同一世帯所属者は、国保制度から後期高齢者医療制度に移行した方です。

国保税は「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」で構成され、それぞれの税額は「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額となっています。

○基礎課税額の平等割額を引き下げ

基礎課税額のうち、平等割額を二万三千八百円から二万一千八百円に引き下げました。

○軽減基準を改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額と平等割額から、該当する軽減割合が減額されます。五割軽減、二割軽減となる基準を改正しました（表1）。

○賦課限度額を改正

国保税の負担の上限となる賦課限度額を改正し、基

〈表2〉国保税の賦課限度額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	54万円	58万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となります。

○所得割額の保険料率を引き下げ

基礎課税額を五十四万円から五十八万円に引き上げました（表2）。

後期高齢者医療保険料率などが改正

後期高齢者医療は、七十歳以上（一定の障がいがある方は六十五歳以上）の



〈表3〉後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +27万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +27.5万円×（被保険者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +49万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +50万円×（被保険者数）以下

○均等割額を引き下げ

均等割額が、四万一千七百円から四万一千六百円に引き下げられました。また、世帯主と同一世帯の被保険者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額から該当する軽減割合が減額されます。五割軽減、二割軽減となる基準が改正されました（表3）。

が、七割から五割に改正されました。なお、総所得金額などの合計額によっては、八・五割または九割の軽減が受けられます。

○賦課限度額が改正

後期高齢者医療保険料の負担の上限となる賦課限度額が改正され、五十七万円から六十二万円に引き上げられました。

◇ 国保制度や後期高齢者医療制度を安定的に運営する

◇ 同制度加入の前日に、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置



特定健診を受診して健康を維持

ためには、医療費の適正化を図ることが大切です。日頃から、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約を心掛けましょう。

国保健康づくり推進世帯表彰を実施

国保年金課調査給付係 ☎22-7425



特定健診受診してくんちえ

- ▶内容 表彰状と本市の特産品（5,000円相当）を贈呈
 - ▶対象 次の要件を全て満たす世帯 ①本年8月1日現在、国民健康保険に加入している ②申請日現在、国保税を滞納していない ③昨年度または本年度、40歳から75歳未満の被保険者全員が特定健診を受診している（被保険者が39歳以下のみの世帯の場合は1人以上が健康診査を受診していれば可）
 - ▶定員 200世帯（応募多数の場合は抽選）
 - ▶申し込み方法 同課、各支所・市民サービスセンター・地区保健福祉センターに備え付けの申請書に必要事項を記入し、被保険者が39歳以下のみの世帯は健康診査結果の写しを添えて、同課へ提出（郵送可）
 - ▶申込期限 来年1月31日（休）
- ※申請書は市ホームページからも入手できます。

- お問い合わせ
- ・国保税に関すること
- ・国保年金課
- ・国保税係
- ☎22-7429
- ・後期高齢者医療制度に関すること
- ・国保年金課
- ・高齢者医療係
- ☎22-7466